

第1章 長崎県男女共同参画基本計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、男女共同参画社会¹の実現を目指して平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」及び平成14年に施行した「長崎県男女共同参画推進条例」の趣旨や理念等を踏まえ、平成15年3月に「長崎県男女共同参画基本計画」を策定し、その後、社会経済環境の変化に伴い3度の計画改定を行いました。

これまで「第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～」（計画期間：平成28年度～令和2年度）においては、基本目標に「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4つを設定し、各分野における男女共同参画、女性の参画拡大、男女の人権の尊重などに取り組んできました。

国においては、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を目指し、「あらゆる分野における女性の参画拡大」を計画の冒頭に位置付けた「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に閣議決定されました。

県が実施した県民意識調査（令和元年度）²によると、男女共同参画社会に向けた最重要課題として固定的な社会通念・慣習・しきたりの改善が挙げられています。また、政策・方針決定の場において女性が参画していくために必要なこととして、男性優位の組織運営の変革や、家庭、職場、地域における固定的な性別役割分担意識³の解消などが求められています。

また、男女共同参画の取組を進めることは、「男女」にとどまらず、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々が生きづらさを感じない社会の実現につながるものです。

こうした状況の中、本県における男女共同参画社会づくりに向けた取組の実効性をより高めるとともに、女性が能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、これまでの計画の進捗状況を踏まえ課題に対応しながら男女共同参画並びに女性活躍を推進し、「男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会の実現」を目指す指針として、この「第4次長崎県男女共同参画基本計画」を策定するものです。

¹ 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）。

² 県民意識調査：令和2年1月から2月にかけて県が実施した「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」。県内に居住する満20歳以上の3,000人を無作為に抽出し、郵送にてアンケートを実施。34.3%の方から回答を得た。

³ 固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

2 計画の性格と役割

- (1) 男女共同参画社会基本法第 14 条第 1 項及び長崎県男女共同参画推進条例第 7 条の規定に基づく計画です。
- (2) 計画の基本目標 I、II、IV 及び関連指標は、女性活躍推進法第 6 条第 1 項の規定に基づく県の推進計画です。
- (3) 「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」（令和 2 年 12 月策定）の個別計画として位置付けられています。
- (4) 「第 2 期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」「長崎県子育て条例行動計画」「長崎県DV対策基本計画」「長崎県特定事業主行動計画」など各種計画との整合性を図りながら策定するものです。
- (5) 県が男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、市町、事業者、民間団体、県民等と協働して計画の遂行に努めるものです。
- (6) 市町においては、市町男女共同参画計画及び女性活躍推進法に基づく市町推進計画の策定や課題解決の取組等、この計画を参考とした地域の実情に応じた取組が期待されます。

3 計画の期間

計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

なお、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。



4 計画の基本理念

長崎県男女共同参画推進条例にある5つの基本理念に基づき、ひとりひとりが豊かな人生を送ることのできる社会づくりを目指します。

また、女性活躍推進法の3つの基本原則に基づき、女性が自らの意思に応じて個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを目指します。

「長崎県男女共同参画推進条例」の5つの基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立できるようにすることを旨として、行わなければならない。

(5) 国際的協調

国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画の推進は国際的協調の下に行われなければならない。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の3つの基本原則

- (1) 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮を実施
- (2) 家族を構成する男女が、家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ、職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にする
- (3) 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思を尊重

5 SDGsについて

2015年（平成27年）の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で「誰一人取り残さない」を基本理念とし、「持続可能な世界を実現するための2030年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、17のゴール（分野別目標）及び169のターゲットが提示されました。

ゴール5「ジェンダー平等や、すべての女性及び女児の能力強化」は、男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進する本計画の施策の方向性とも重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDGsの推進につながるものと考えております。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



なお、本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	各国内及び各国間の不平等を是正する